



# 登録有形文化財登録証

平成18年3月27日 登録

登録番号第38 - 0070号

松山地方気象台（旧愛媛県立松山測候所）庁舎 一棟

鉄筋コンクリート造2階一部平屋建、建築面積340㎡、塔屋付

上記の文化財を文化財保護法第57条第1項の規定により  
文化財登録原簿に登録したことを証する。

平成18年4月12日

文部科学大臣

小坂 憲次



所有者の氏名又は名称	国（国土交通省）
所有者の住所	東京都千代田区霞が関2-1-3
登録有形文化財の所在の場所	愛媛県松山市北持田町102
交付又は再交付の年月日	平成18年4月12日

変更事項	変更後の所有者の氏名又は住所等	変更の年月日

### 備考

次の場合には、文化財保護法の規定により、登録証を添えて届け出なければならないことになっています。

1. 登録有形文化財の所有者が変更したとき。
2. 登録有形文化財の所有者がその氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。
3. 登録有形文化財の所在の場所を変更しようとするとき。